

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、ベーシック傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともにお届けします。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- この書面では、「障がい」を「障害」と同じ意味で使用しており、法律・法令・規則などの法令や、約款で「障害」が使用されている場合についても同様です。なお、この書面のほかでも「障がい」の表記を使用して説明をすることがあります。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

用語のご説明 普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明	
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。	
き 危険	ケガまたは損害などの発生の可能性をいいます。	
き 急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。	
こ ご契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	
し 就業不能	被保険者がケガを被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、医師の診断によりケガが治ったと認められた日以降、または被保険者が死亡した日以降は、就業不能とはみなしません。	
せ 先進医療	厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けることができる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細は厚生労働省のホームページにてご確認ください。	
た 他の保険契約	ベーシック傷害保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。	
と 特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症で、例えば以下のような感染症をいいます。 《特定感染症(2021年1月現在)》 エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。)、新型コロナウイルス感染症(一類～三類感染症には該当しませんが、特例として補償対象としています。)	
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	
ひ 被保険者	保険の対象となる方をいいます。	
ふ 普通保険約款	契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。	
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
む 無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。	

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、国内外を問わず、被保険者が不慮の事故(急激かつ偶然な外来の事故)によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。なお、ここでご説明する商品は、大同生命保険株式会社(以下、大同生命といいます。)の生命保険契約とセットされたAIG損害保険株式会社の損害保険契約に限りです。
- 基本となる補償および付加することができる主な特約(任意付加特約)・自動的に付加される主な特約(自動付加特約)は次のとおりです。

■定期保険(大同生命)にセットする場合

基本となる補償	付加することができる主な特約 (任意付加特約)	自動的に付加される主な特約 (自動付加特約)
傷害死亡保険金 支払特約	傷害入院保険金 支払特約	地震・噴火・津波危険 補償特約
	傷害手術保険金 支払特約 (公的医療保険準拠型)	
傷害後遺障がい保険金 支払特約 A	傷害通院保険金 支払特約	熱中症危険に 関する特約
	傷害休業保険金 支払特約	特定感染症危険 「後遺障がい保険金、 入院保険金および 通院保険金」支払特約 ^(注3)
	疾病入院医療費用 補償特約	新型コロナウイルス 感染症追加補償特約 (特定感染症用) ^(注3)
	事業継続・事業承継 相談費用 補償特約 ^(注1)	傷害入院保険金および 傷害手術保険金支払 対象期間延長特約 (730日用)
	会社役員賠償責任 補償特約 ^(注1)	
	事業主費用 補償特約 (事業承継相談費用用) ^(注2)	

(注1) 事業継続・事業承継相談費用補償特約および会社役員賠償責任補償特約は、被保険者が契約者(会社)の取締役、監査役など会社法上の役員である場合に付加できます。

(注2) 契約変換等で前契約に付加されている場合以外は、付加できません。

(注3) 社員保障プランには付加されません。

■就業障がい保障保険(大同生命)にセットする場合

基本となる補償	付加することができる主な特約 (任意付加特約)	自動的に付加される主な特約 (自動付加特約)
傷害死亡保険金 支払特約	傷害医療費用 補償特約	地震・噴火・津波危険 補償特約
傷害休業保険金 支払特約		細菌性食中毒等に 関する特約
傷害入院保険金 支払特約		熱中症危険に 関する特約
傷害手術保険金 支払特約 (公的医療保険準拠型)		

(注) 「傷害後遺障がい保険金支払特約」は付加できません。

- この保険における被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載の方です。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

(2) 基本となる補償および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳しくは、「保険の約款」をご参照ください。

■定期保険(大同生命)にセットする場合

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 支払特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に死亡したとき、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※ただし、既にお支払いした傷害後遺障がい保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額とします。	次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いいたしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ④病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ⑤入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
傷害後遺障がい 保険金 支払特約A	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じたとき、後遺障がいの程度に応じた額をお支払いします。 ※保険期間を通じて合算し、傷害後遺障がい保険金額をお支払いの限度とします。	⑥妊娠・出産・早産 ⑦むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑧特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ⑨自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ⑩戦争・革命・内乱・暴動 ⑪放射線照射・放射能汚染 など

■就業障がい保障保険(大同生命)にセットする場合

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 支払特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に死亡したとき、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	前記「■定期保険(大同生命)にセットする場合」に同じ。
傷害休業 保険金 支払特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内、かつ保険期間中に就業不能となった場合に、【傷害休業保険金日額×就業不能日数】をお支払いします。 ※1事故につき、180日をお支払いの限度とします。	
傷害入院 保険金 支払特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に入院したとき、【傷害入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。 ※お支払いの対象となる入院日数は180日を限度とします。ただし、事故日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。	

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項



の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害手術保険金 支払特約 (公的医療保険 準拠型)	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額×10 ②入院を伴わない手術: 傷害入院保険金日額×5 ※ただし、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。  所定の手術とは	前記「①基本となる補償 ■定期保険(大同生命)にセットする場合」に同じ。

② 主な特約の概要

契約概要

注意喚起情報

特約には、次の2種類があります。

a. ご契約時のお申出にかかわらず、自動的に付加される特約 自動付加特約

b. ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合に付加することができる特約 任意付加特約

■定期保険(大同生命)にセットする場合

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金 支払特約 ※ 傷害入院保険金および傷害手術保険金支払対象期間延長特約(730日用)自動付加 任意付加特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に入院したとき、【傷害入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。 ※お支払いの対象となる入院日数は730日を限度とします。ただし、事故日を含めて730日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。	前記「①基本となる補償 ■定期保険(大同生命)にセットする場合」に同じ。
傷害手術保険金 支払特約 (公的医療保険 準拠型) ※ 傷害入院保険金および傷害手術保険金支払対象期間延長特約(730日用)自動付加 任意付加特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて730日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額×10 ②入院を伴わない手術: 傷害入院保険金日額×5 ※ただし、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。  所定の手術とは	
傷害通院保険金 支払特約 任意付加特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で通院したとき、【傷害通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。 通院に準じた状態 ^(※1) および往診も対象となります。 (※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど ^(※2) を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ※お支払いの対象となる通院日数は90日を限度とします。ただし、事故日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。	
傷害医療費用 補償特約 任意付加特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 ※公的医療保険制度などからの給付および第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。また、1事故につき傷害医療費用保険金額をお支払いの限度とします。 ●公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用	
傷害休業保険金 支払特約 任意付加特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故日を含めて180日以内、かつ保険期間中に就業不能となった場合に、【傷害休業保険金日額×就業不能日数】をお支払いします。 ※1事故につき、90日をお支払いの限度とします。	

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院療養一時金支払特約 任意付加特約	被保険者が、補償の対象となる病気(疾病)を被り、その治療のため継続して5日以上入院が必要であると医師から診断された場合に、疾病入院療養一時金額の全額をお支払いします。 ※同一の病気について、1回のお支払いに限ります。	次の事由によって被った病気に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ① 保険期間の開始時より前に発病した病気 (注)ただし既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。 ② 故意または重大な過失 ③ 自殺行為 ④ 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用 ⑤ アルコール依存・薬物依存 ⑥ 戦争・革命・内乱・暴動 ⑦ 放射線照射・放射能汚染 ⑧ むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑨ 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) など
疾病入院医療費用補償特約 任意付加特約	被保険者が、補償の対象となる病気(疾病)を被り、日本国内で公的医療保険制度や労災保険などを利用し入院した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目月の末日までに負担した次の費用をお支払いします。 ※高額療養費、公的医療保険制度や労災保険などからの給付および第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。また、1回の入院につき疾病入院医療費用保険金額をお支払いの限度とします。 ● 公的医療保険制度の一部負担金 ● 先進医療費用 ※先進医療費用(先進医療に要する技術料および交通費をいいます。)については、保険期間中に受けた入院を伴わない先進医療もお支払いします。なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は先進医療に該当しないため、支払の対象となりません。 ● 入院時室料差額費用(いわゆる差額ベッド代) ※差額ベッド代は1回の入院につき入院日数×10,000円を限度とします。ただし、10,000円を超える入院日がある場合で、医師が治療上の必要性を認めたとときは、その入院日はその額を算入します。 ● その他の所定の選定療養費用・評価療養費用 ● 入院諸費用(親族による付添費用、ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用、保育所預入費用、介護従事者の雇入費用、介護施設預入費用、諸雑費、食事療養費、入退院・転院時の交通費をいいます。)	

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合 / 保険金をお支払いしない主な場合
事業継続・事業承継相談費用補償特約 任意付加特約	<p>【保険金をお支払いする主な場合】</p> <p>①の偶然な事由に起因して契約者が負担した②の事業継続・事業承継相談費用をお支払いします。</p> <p>①</p> <p>ア. 被保険者が被った身体障がいの直接の結果として、死亡または高度障がい状態となったと医師により診断された場合</p> <p>イ. 被保険者が被った身体障がいの直接の結果として、次の(ア)に該当したと医師により診断された場合。ただし、次の(イ)に該当したときに限ります。</p> <p>(ア) 身体障がい者福祉法に定める障がいの級別が1級、2級または3級の障がいに該当すること。</p> <p>(イ) (ア)に定める障がいに対して、身体障がい者福祉法にもとづき、障がいの級別が1級、2級または3級である身体障がい者手帳の交付があったこと。</p> <p>ウ. 被保険者が軽度認知障がいまたは認知症のいずれか初めて医師により診断確定された場合</p> <p>エ. 被保険者が人格権侵害等に関する紛争について警察への届出等がなされた場合。ただし、受理された場合に限り。</p> <p>オ. 被保険者が特定感染症を発病した場合</p> <p>②</p> <p>ア. 事業継続または事業承継に関する相談に伴い負担したコンサルティング費用</p> <p>イ. ①エまたはオの事由が発生した場合において負担した危機管理費用</p> <p>ウ. ①エの事由が発生した場合において負担した警備費用</p> <p>エ. ①オの事由が発生した場合において負担した消毒・検査費用</p> <p>※事業継続・事業承継相談費用は、その額および使途が社会通念上妥当なもので、かつ①の偶然な事由が発生した日からその日を含めて365日以内に要した費用に限ります。</p> <p>※事業継続・事業承継相談費用では、通常支出している人件費、顧問料、警備費用等はお支払いできません。</p> <p>※同一の身体障がいにより①アおよびイのいずれにも該当した場合でも、重複しては事業継続・事業承継相談費用保険金をお支払いできません。</p> <p>※この特約を初めて付加したご契約の場合、保険期間開始日から10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>※危機管理費用、消毒・検査費用については、日本国内でのサービス提供、消毒、検査等に限ります。</p> <p>【保険金をお支払いしない主な場合】</p> <p>次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合 / 保険金をお支払いしない主な場合
<p>事業継続・事業承継相談費用補償特約 任意付加特約</p>	<p>(前ページから続く)</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被ったケガまたは病気 ③麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被ったケガまたは病気 ④アルコール依存・薬物依存によって被ったケガまたは病気 ⑤妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ⑥戦争・革命・内乱・暴動によって被ったケガまたは病気 ⑦放射線照射・放射能汚染によって被ったケガまたは病気 ⑧むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑨精神障がいによるケガ ⑩自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ⑪自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ⑫特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</p> <p>被保険者が次のいずれかに該当する行為を行ったことによりつきまとい行為を受けた場合には、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>①つきまとい行為を教唆または幫助する行為 ②つきまとい行為を容認する行為 ③過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等そのつきまとい行為を誘発する行為</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>会社役員賠償責任補償特約 任意付加特約</p>	<p>【保険金をお支払いする主な場合】</p> <p>被保険者が契約者(会社)の役員^(※1)としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に日本国内で損害賠償請求された場合に、被保険者が負担した次の損害に対して保険金をお支払いします。なお、①と②については合計して、保険期間(1年間)につき会社役員賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 被保険者が役員^(※1)としての業務につき行った行為に起因して、被保険者が役員^(※1)を退任した日から3年を経過した日までの間に、日本国内で損害賠償請求された場合も保険金をお支払いします^(※2)。</p> <p>(注2) 被保険者が死亡した場合にはその方とその相続人を同一の被保険者とみなします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 ②争訟費用(弁護士費用など)^(※3) ③求償権保全費用</p> <p>(※1) 「役員」とは、会社法上の取締役、監査役、執行役および会計参与、ならびにこれらに準ずる方をいいます。 (※2) 被保険者が役員を退任した日において、この特約を付加した保険契約が有効で、かつ損害賠償請求された時に他に会社役員賠償責任保険契約などが無いことを条件として、保険金をお支払いします。 (※3) 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、仲裁、調停または和解などによって生じた費用^(※4)で、AIG損保が妥当かつ必要と認めたものをいいます。 (※4) 被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与などを除きます。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間中に損害賠償請求された場合が保険金のお支払いの対象です。損害賠償請求の原因となった事由または行為が保険期間中にあったことではありません。 ● 日本国内で損害賠償請求された場合が保険金のお支払いの対象です。日本国外で損害賠償請求された場合は保険金のお支払いの対象となりません。 ● 株主代表訴訟により損害賠償請求された場合は、勝訴時の争訟費用を含めて保険金のお支払いの対象となりません。 ● 補償の対象となるのは取締役、監査役などの会社法上の役員個人です。会社が損害賠償請求されても、会社は保険金のお支払いの対象となりません。 <p>【保険金をお支払いしない主な場合】</p> <p>被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>※①から⑥については、記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求 ②被保険者の犯罪行為^{*1}に起因する損害賠償請求 ③法令に違反することを被保険者が認識しながら^{*2}行った行為に起因する損害賠償請求 ④被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求 ⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求 ⑥次の方に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求 ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等 イ. 利益を供与することが違法とされるその他の方</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合 / 保険金をお支払いしない主な場合
<p>会社役員 賠償責任 補償特約 任意付加特約</p>	<p>(前ページから続く)</p> <p>※⑦から⑫については、事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて損害賠償請求がなされた場合にも保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦初年度契約の保険期間開始日*3より前に会社に対し提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求</p> <p>⑧この会社役員賠償責任補償特約を付加した保険契約の保険期間開始日*3において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合*4に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>⑨この会社役員賠償責任補償特約を付加した保険契約の保険期間開始日*3より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>⑩直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求</p> <p>ア.汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態 イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請</p> <p>⑪直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</p> <p>⑫次のいずれかに対する損害賠償請求</p> <p>ア.身体の障がい*5または精神的苦痛 ただし、ハラスメントまたは名誉毀損に起因する精神的苦痛を請求の理由とする損害賠償請求については保険金をお支払します。 イ.財物の損壊*6</p> <p>⑬会社またはその子会社からなされた損害賠償請求、ならびに会社またはその子会社が関与して、会社またはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求</p> <p>⑭直接であると間接であるとを問わず、会社の支払不能、清算の決議もしくは清算手続の開始、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求</p> <p>⑮被保険者に対してなされた株主代表訴訟等の損害賠償請求</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>*1 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。 *2 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 *3 この保険契約の締結後に会社役員賠償責任補償特約を付加した場合には、特約の保険責任を開始した日となります。 *4 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 *5 傷害、疾病、後遺障がいまたは死亡をいいます。 *6 財物の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます)をいいます。</p>
<p>事業主費用 補償特約 (事業承継 相談費用) 任意付加特約</p>	<p>〔保険金をお支払いする主な場合〕</p> <p>補償対象者が、保険期間中のケガ(傷害)または病気(疾病)による死亡または高度障がい状態が原因で退職し、事業主が事業承継に関して弁護士・税理士・司法書士などに相談などをしたときの事業主が負担した費用をお支払いします。ただし、事業主費用保険金額を限度とします。</p> <p>※補償対象者は、傷害死亡保険金の被保険者であって、かつ、役員退職慰労金に関する社内規定などの対象となる代表権を持つ役員の方をいいます。 ※顧問料またはこれに準じる費用はお支払いできません。 ※補償対象者が死亡または高度障がい状態が原因で退職した日、または契約者・被保険者が補償対象者が死亡または高度障がい状態が原因で退職したことを知り得た日のいずれか遅い日から6ヶ月間を、支払限度期間とします。</p> <p>〔保険金をお支払いしない主な場合〕</p> <p>次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被ったケガまたは病気 ③麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被ったケガまたは病気 ④アルコール依存・薬物依存によって被ったケガまたは病気 ⑤妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ⑥戦争・革命・内乱・暴動によって被ったケガまたは病気 ⑦放射線照射・放射能汚染によって被ったケガまたは病気 ⑧むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足り医学的他覚所見のないもの ⑨精神障がいによるケガ ⑩自動車・バイク・フレン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ⑪自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ⑫特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</p> <p style="text-align: right;">など</p>

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合 / 保険金をお支払いしない主な場合
地震・噴火・津波 危険補償特約 自動付加特約	【保険金をお支払いする主な場合】 被保険者が地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ(傷害)に対しても、保険金をお支払いします。
細菌性食中毒等 に関する特約 自動付加特約	【保険金をお支払いする主な場合】 被保険者が身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取されたことで、急激に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を生じた場合であっても、保険金をお支払いします。
熱中症危険 に関する特約 自動付加特約	【保険金をお支払いする主な場合】 被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障がいを被った場合であっても、保険金をお支払いします。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険 〔後遺障がい保険金、 入院保険金 および 通院保険金〕 支払特約、 新型コロナウイルス 感染症 追加補償特約 (特定感染症用) 自動付加特約 ^(※2)	被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障がい、入院、通院に対して、それぞれ後遺障がい保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご契約に付加している保険金をお支払いします。 ※入院保険金のお支払いの対象となる入院日数は180日 ^(※1) 、通院保険金のお支払いの対象となる通院日数は90日を限度とします。ただし、発病日を含めて180日を経過した後の入院および通院に対してはお支払いできません。また、この特約を初めて付加したご契約の場合、保険期間開始日から10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。 (※1) 傷害入院保険金および傷害手術保険金支払対象期間延長特約(730日用)が付加された契約であっても、この特約における入院対象期間、対象日数に変更はありません。 (※2) 社員保障プランには付加されません。	次の特定感染症に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットしたご契約の場合) ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染など

■就業障がい保障保険(大同生命)にセットする場合

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害医療費用 補償特約 任意付加特約	国内外を問わず、被保険者が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 ※公的医療保険制度などからの給付および第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。また、1事故につき傷害医療費用保険金額をお支払いの限度とします。 ●公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用	前記「①基本となる補償 ■定期保険(大同生命)にセットする場合」に同じ。
地震・噴火・津波 危険補償特約 自動付加特約	被保険者が地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ(傷害)に対しても、保険金をお支払いします。	—
細菌性食中毒等 に関する特約 自動付加特約	被保険者が身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取されたことで、急激に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を生じた場合であっても、保険金をお支払いします。	
熱中症危険 に関する特約 自動付加特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障がいを被った場合であっても、保険金をお支払いします。	

③ 補償の重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

（注）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
傷害医療費用補償特約	傷害保険の傷害医療費用補償特約

④ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご確認ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額・日額については、保険申込書の保険金額・日額欄や「保険の約款」などをご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。また、既に他の傷害保険契約を締結している場合には、保険金額・日額を制限させていただくことがあります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年取などに照らして適正な額となるように設定してください。
- c. 傷害死亡保険金の通算の引受限度額は、1被保険者あたり、就業障がい保障保険(大同生命)にセットする場合で1億円、それ以外で3億円までです。
引受限度額を超過して加入されている場合は、更新をお断りしたり、保険金額を減額いただく場合などがあります。

⑤ 保険期間および保障開始日 契約概要 注意喚起情報

● 保険期間: 1年(生命保険の保険期間満了まで毎年自動更新)

（注1）保険期間の満了・解約などによりセットする生命保険契約が終了(消滅)した場合には、原則、傷害保険契約も終了します。

（注2）疾病入院療養一時金支払特約および疾病入院医療費用補償特約については、更新時に被保険者の年齢が満75歳以上の場合、更新されません。なお、更新後の保険料は、更新されなかったこれらの特約の保険料を除いた額となります。

● 保障開始日: セットする生命保険契約に付加される特約により次のとおり

生命保険契約の特約	保障開始日
「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合	「大同生命・AIG損保が申込を受けた日」と「大同生命が告知を受けた日(告知日)」のどちらか遅い日
「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加しない場合	「大同生命・AIG損保が申込を受けた日」と「大同生命が告知を受けた日(告知日)」と「第1回保険料が払い込まれた日」のいずれか最も遅い日

- ・セットする生命保険契約に「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合、損害保険契約には「集団扱における保険責任の始期に関する特約(生命保険セット用)」が付加され、生命保険契約・損害保険契約の保障開始日は同一となります。
- ・次の場合、生命保険契約に「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加できないことがあります。この場合、損害保険契約も上記特約を付加できません。

- ▶ これまで第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)の不払込により契約が不成立・無効となったことがある場合
- ▶ 契約転換・契約承継を利用する場合

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。

お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

● 保険金額・日額	● 保険料払込方法	など
-----------	-----------	----

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、契約と同時に1年分の保険料の全額を払い込む年払と、12回に分けて払い込む月払があります。また、保険料の払込方法は、原則、口座振替です。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- 分割保険料(月払保険料)は、毎月の払込期日(金融機関所定の振替日)までに払い込んでください。
- 第2回目以降の分割保険料については、払込期日の属する月の翌々月末日まで払込猶予期間があります。保険料の払込がないまま払込猶予期間を過ぎると、契約は払込猶予期間の満了日の翌日から失効します。なお、契約が失効すると、保険金の支払事由が発生しても保険金をお支払いできません。
- 保険料の払込方法に関わらず、初回保険料については、払込猶予期間はありません。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者本人の「職業・職務」^(※1・2)の情報
- ②被保険者本人の保険期間開始日における「年齢」
- ③「過去の傷害保険金請求歴」の有無
- ④「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額
- ⑤現在の健康状態や過去の傷病歴、身体の障がい状態(疾病入院療養一時金支払特約または疾病入院医療費用補償特約を付加する場合)など

(※1)職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

航空機搭乗員(大手会社除く)、坑内・坑外作業員、入坑職員、土砂採取・石材採取ならびに砕石作業員、爆薬物使用または製造工業現業員、硫酸・硝酸等の強酸劇毒物取扱者、競輪・競馬・競艇・オートバイ・自動車レース選手、自転車競走選手、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、オートテスター(テストライダー)、力士、プロボクサー、プロレスラー、サーカス団員、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、自衛隊員、警察官、テストパイロット、内線工(高圧)、外線工(送電線・配電線・通信線)、潜水作業員、ハンググライダー等危険な運動の指導者、スタントマン、港湾運送(船内荷役、湾岸荷役、はしけ運送等)、移動販売従事者(行商・露店商)、性風俗関連特殊営業従事者、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(※2)就業障がい保障保険(大同生命)にセットする場合、上記に加え、次の「お引受けできない職業」に該当する場合も、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

職業スポーツ家^(※)

(※)実業団選手などの社会人スポーツ選手、審判・レフリーなど競技に直接関連する業務に従事する方、ならびに職業スポーツ家が行うスポーツを指導する監督・コーチおよびスポーツ個人教師などを含みます。

(※3)保険契約者が銀行業、証券会社、保険会社などの金融業の場合、会社役員賠償責任補償特約はお引受けできません。

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以内のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人を指定する場合は、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないまま契約した場合は、保険契約が無効となります。

ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合は、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

(4) その他

- お申込みの契約が集団扱による取扱いの場合は、その集団の会員のみご加入いただけます。契約後にその集団を退会された場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。この場合、契約を継続できない場合がありますので、ご了承ください。
- 生命保険契約の申込内容を変更した場合や健康状態などにより生命保険契約の保険金額が引き下げられたり、契約条件が付帯された場合、損害保険契約の保険金額が変更されることや付加される特約の内容が変更されることがあります。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ③会社役員賠償責任補償特約を付加している場合で、被保険者が取締役、監査役など会社法上の役員を退任される場合

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- 年払の場合、保険期間の未経過期間に対応する保険料を月割にして返還します。
- 月払の場合、返還する保険料はありません。

詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

- 被保険者のご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。
- 会社役員賠償責任補償特約を付加している場合で、被保険者が取締役、監査役など会社法上の役員を退任される場合には、この特約の解約手続きが必要となります。



その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月经過後の事故)	80%

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)

(4) 更新契約について

保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を更新できないことや、同一の内容でのご契約いただけないことがあります。

(5) 自動継続契約について

ご契約には「保険契約の自動継続に関する特約(集団扱契約(生命保険セット)用)」が自動的に付加され、ご契約の満了日(保険期間の終了日)の前月10日までに、弊社またはご契約者から特段の意思表示のないときには、満了日(保険期間の終了日)の内容と同一の内容^(※)でご契約を更新(自動継続)します。

(※) 弊社が、補償内容・保険料率などを改定した場合は、改定日以降に継続するご契約からその改定内容が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が更新前のご契約と異なることがあります。

この場合、改定の内容については、書面や弊社ホームページなどでご案内します。

(6) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
など

(7) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

(8) 他保険がある場合の保険金支払方法

保険金または共済金を支払うべき他の保険契約などがある場合で、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときの保険金支払方法は次のとおりです。

- 傷害医療費用補償特約、疾病入院医療費用補償特約、事業継続・事業承継相談費用補償特約、事業主費用補償特約(事業承継相談費用用)においては、次の額を保険金としてお支払いします。
 - ① 他の保険契約などから保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額
 - ② 他の保険契約などから保険金または共済金が支払われた場合
被保険者または契約者の負担した額から、他の保険契約などから支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- 会社役員賠償責任補償特約においては、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの特約の支払責任額の割合を損害額に乗じた額を保険金としてお支払いします。

その他

 保険証券の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間: 平日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

- ご不満・ご意見のお申出は
お客さまの声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後6時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関する
お問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記の指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。